

千葉市環境保健研究所実験設備・検査機器等
移設業務委託
仕 様 書

令和4年6月

千葉市保健福祉局保健衛生部環境保健研究所

1 件名

千葉県環境保健研究所実験設備・検査機器等移設業務委託

2 目的

本仕様書は、本市（発注者）（以下「甲」という。）が令和5年5月に竣工を予定している千葉県環境保健研究所の移転に伴う実験設備・検査機器等の移設を速やか、かつ、安全に行うことにより、検査・研究業務を滞りなく再開出来るよう総合的な管理計画の立案を含めた件名業務委託を受注者（以下「乙」という。）と契約を締結するにあたり、必要な事項について定めるものである。

3 履行場所

千葉県環境保健研究所

(1) 移設元（搬出場所）

千葉県美浜区幸町1-3-9 千葉県総合医療センター内

(2) 移設先（搬入場所）

千葉県若葉区大宮町3816番地内

4 履行期間

契約日から令和5年10月31日まで

5 移設作業日時

移設作業日時は、日曜日、休日を除く午前9時から午後5時までとする。ただし、特別な事由等によりあらかじめ甲の承認を得た場合、この限りでない。

6 業務内容

移設について、乙は、以下の業務を行うこと。

(1) 移設作業計画書の作成

乙は、本件業務委託契約の締結後、委託契約書に定める期日までに次の書類を作成し、甲に提出すること。なお、不慮の天候不順等による遅延については協議の対象とするが、移設作業の大幅な遅れなどが発生しないよう計画等を立案すること。特に、甲の検査業務のスケジュールと十分な調整を図り、出来る限り検査業務の実施に影響が少ない移設作業計画書を立案すること。

ア 総合的な移転管理計画工程表

令和5年9月30日に移設が完了し、かつ、全体の業務内容が上記4の期間内に計画的に実施されることが示され、全業務が把握できる工程表

イ 業務体制表

各業務を実施するにあたっての業務別体制表

ウ 事故・緊急時等連絡体制表

作業中、不測の事態・事故、移設時及び移設後における移設物品の不具合、付帯設備接続工事の不具合等、問題が発生した際に迅速に対応するための体制表

(2) 施設の養生

ア 搬出入施設

室内、玄関、ロビー、廊下、通路、階段、エレベーター、壁及び搬出入に必要とする道路部分等で、損傷のおそれのあるすべての場所に養生を施すこと。なお、機器の特性上、搬出入時において特別な養生が必要な場合、甲と協議のうえ必要な追加養生を行うこと。

イ 実施方法

養生については、事前に使用資材、取付方法・場所等の詳細を記載した養生計画書を甲に提出し、甲の承認を得るとともに、養生施工後に速やかに甲の確認を受けること。

ウ 実施時期等

養生は、移設に直接係る作業等の行われる前日までに完了し、すべての搬入作業(新規購入物品の搬入も含む)が終了するまで養生を維持し、破損した場合は直ちに補修を行うこと。ただし、甲が別途指示した場合、これに従うものとする。

エ 養生の撤去

作業の終了した部分の養生の撤去については、甲の指示に従い速やかに行うこと。

オ 原状回復

養生の撤去に際しては、損傷、汚れ等の有無について甲の承認を得ること。なお、養生部分に損傷や汚れ等が認められた場合、甲の指示に基づき、乙が原状回復を行うこと。

(3) 移設物品の確認

ア 移設物品

移設物品は、別紙1-1「移設物品リスト」及び別紙1-2「移設書類・ガラス器具・薬品等」の通り。なお、「移設物品リスト」については、別紙2-2「移設元平面図」を参照のうえ事前に移設物品リストと現品の確認を行うこととし、移設物品リストと現品が一致しないときは、甲と協議のうえ決定すること。

イ ラベリング、マーキング等

乙は、移設物品の搬入、配置等の作業を円滑に行うため、別紙1-1「移設物品リスト」及び別紙3「作業区分表」を参照のうえA～Fの移設物品にラベルを事前に貼付するとともに、別紙2-1「移設先レイアウト図」に基づき、移設先室内にマーキングを行うこと。なお、移設物品リスト中の配置図番号が「-」の物

品については、移設時に甲が別途配置場所を提示する。また、移設ラベルの貼付及びマーキングの時期、期間等については、甲と協議のうえ決定すること。

(4) 事前説明会等の実施

ア 乙は、移設作業の実施に際し、事前に移設に関する詳細事項や留意事項等を甲担当職員に説明を行うこと。説明会の場所及び日時は、甲と協議のうえ決定すること。

イ 乙は、各部署の移転希望時期や、移転先における物品配置の個別的な要望、注意事項等に関して適宜ヒアリングを行い、これら要望等を移転計画に反映させ、必要に応じ前記6(1)ア移転管理計画工程表を修正すること。ヒアリングの日程は、甲と協議のうえ決定すること。

(5) 移設先レイアウトの確認及び移設先ユーティリティーの整合性の確認

別紙2-1「移設先レイアウト図」を確認し、必要に応じ甲にヒアリングを行い、移設物品の搬送準備、搬送順序及び設置場所等について甲と十分な打ち合わせを行うこと。また、必要に応じ移設用レイアウト図(電気・衛生情報等含む)を作成し、建物施工業者と十分な打ち合わせを行ったうえで、建物1次側施工完了後、機器等を搬入する前に移設先現況とレイアウト図との整合性の確認を行い、支障がある場合は、甲と協議し対応を決定すること。

(6) 移設物品の解体、梱包、運搬、開梱、組立

各移設物品の作業については、別紙1-1「移設物品リスト」上の作業区分欄に応じて、別紙3「作業区分表」に従い作業を行うこと。また、書類・ガラス器具・薬品等に供する梱包材等については、乙が用意すること。梱包材等は機器等の性質に合わせ、大きさや強度等を考慮したものを用意すること。使用が済んだ梱包材等は、乙が回収及び撤去を行うこと。なお、使用前、使用後の梱包材等の保管場所については、甲が指定した場所とする。なお、参考として、作業区分Aに該当する移設物品の抜粋を別紙1-3に示す。

ア 検査機器・書籍・収納等什器類

家具什器等については、甲各担当者の指示により、乙が梱包・運搬し、開梱及び配架まで行うこと。事前に予期できない不測の事態が発見され、業務の遂行に支障をきたす場合は速やかに甲に報告し、甲と協議のうえ対応すること。

検査機器は別紙3「作業区分表」の作業内容の欄A~Fとし、乙は別紙4「区分ごとの機器等調整」及び次のとおり対応すること。

(ア) 事前点検・調整

清掃、取外しをすること。取外しに先立ち、甲担当者の立会いのもと、別紙4「区分ごとの機器等調整」に従い性能試験等を行い、甲の指示に従い「性能試験表」等を作成し、提出すること。

(イ) 運搬

検査機器の保護のために必要な梱包や揺れ止めの固定等を施し、運搬すること。

(ウ) 据付

甲の指示する場所に運搬した後、別紙2-1「移設先レイアウト図」に示す場所に検査機器を設置し、据え付けること。

(エ) 機器等の転倒防止措置

移設対象の検査機器及び書棚・収納棚等の什器については、転倒防止措置を講じること。転倒防止対象機器等の選定と具体的な措置については、甲と協議のうち、当該機器等の形状や検査室等の構造設備等に応じた適切なものとする。なお、新たな部材が必要な場合は、乙が用意をすること。

(オ) 事後点検・調整

検査機器の設置後、甲担当者の立会いの下、調整を行い、「性能試験表」等と照合のうち、引き渡しをすること。

(カ) 点検・調整の照合

事前点検・調整及び事後点検・調整作業結果に関する報告書等を甲に提出すること。また、移設機器等に対する保証及び補償については別紙5「移設機器等に対する保証及び補償」のとおりとする。

(キ) その他留意事項

上記作業は、十分な技能を有する技術者がこれを行うとともに、甲担当者と十分に協議し、実施にあたってはその指示に従うこと。

イ 薬品・標本類

梱包・開梱は甲が行うものとし、運搬・配架は乙が行うものとする。

ウ 書籍・図書等

梱包・開梱は甲が行うものとし、運搬・配架は乙が行うものとする。

エ 文書類等

梱包・開梱は甲が行うものとし、運搬・配架は乙が行うものとする。

オ ガラス機材等

梱包・開梱は甲が行うものとし、運搬・配架は乙が行うものとする。

カ フリーザー・冷蔵庫及びその庫内物（庫内物は感染性物質を除く）

庫内物の梱包・開梱・配架は甲が実施し、運搬は以下の温度管理等を講じたうえで乙が行う。なお、庫内物の運搬作業に当たっては、事前に甲と協議のうち、取扱い・運搬・保管方法を定める。

(ア) 梱包に必要な保冷容器、保冷剤等は、必要な量を準備し、各庫内物の適正温度状態を確保するよう留意すること。

(イ) フリーザー・冷蔵庫の運搬据付後は、速やかに適正温度に復旧するよう努め、適正温度に戻るまでは、各庫内物等の適正温度保冷に万全を期すこと。

(ウ) 温度管理において必要となるフリーザー等（保冷温度 -80°C 、 -30°C 、 4°C ）

を予め準備すること。

(エ) 運搬中は必要に応じ、温度をモニタリングすること。なお、甲がモニタリング記録の提出を求めた場合、速やかに提出すること。

キ 感染性物質（病原体、臨床検体）

(ア) 運搬作業は、厚生労働省から発出されているガイドライン及びWHOによる感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版等に基づき行うこと。また、運搬容器及び緩衝材等は乙が用意すること。

(イ) 梱包は甲担当者の立会の下、乙が行うこと。

(ウ) 感染性物質の積込み及び積卸しについては、見張人を配置した環境下の場所で、関係者以外の者をみだりに立ち入らせず、適切かつ慎重に行い安全確保に努めること。

(エ) 特定病原体の運搬は、「特定病原体等の安全マニュアル（厚生労働省健康局結核感染症課）」に従うこと。また、交通事故等の発生により、運搬車両から病原体等が漏出した場合の対応に必要な、立入制限用ロープや消化器等を乙が用意のうえ携行し、安全確保に努めること。

(オ) 開梱及び配架は、甲担当者立ち会いの下、乙が行うこと。

(カ) 交通渋滞、天候の急変等の異常時や盗取、交通事故等の事故時には「特定病原体等に係る事故・災害時 対応マニュアル（厚生労働省健康局結核感染症課）」に従い適切に処理すること。

(キ) 運搬中の感染性物質については、以下の温度管理等を講じ、損傷がないように十分に配慮すること。

- ・梱包に必要な保冷容器、保冷剤等は、必要な量を準備し、感染性物質の適正温度状態を確保するよう留意すること。
- ・フリーザーの運搬据付後は、速やかに適正温度に復旧するよう努め、適正温度に戻るまでは、各サンプル等の適正温度保冷に万全を期すこと。
- ・運搬中の保冷容器等は全て温度をモニタリングすること。なお、甲がモニタリング記録の提出を求めた場合、速やかに提出すること。
- ・温度管理において必要となるフリーザー等を（保冷温度 -80°C 、 -30°C 、 4°C ）を予め準備すること。

ク 放射性物質

乙は、放射性同位元素による放射線障害の防止に関する法律等を遵守した運搬などのため、事前に甲と打ち合わせを行い、安全対策に十分配慮し作業を行うこと。

ケ その他

上記に掲げる以外の移設対象物品で、当初想定しなかった物品等が存在し、又は発見された場合、甲乙協議のうえ作業すること。

(7) 残置物品の処置

残置物品については、特段処理等をする必要はないが、移設物品の搬出等に支障が生じるなどした場合、甲の指示に従い対応すること。

(8) 移設機器のユーティリティー離線・接続工事等

別紙3「作業区分表」中の作業内容の欄のランクA、B、C及びFに係る移設元での取外し及び移転先での取付けが必要な機器に接続している電気、給排水、冷却水、排気、都市ガス、高圧ガス等の取外し又は取付け工事は次のとおりとする。

ア 取外し工事

(ア) 取外し工事に先立ち、停電、断水、機器の使用不能等、施設の業務に支障をきたすおそれがある作業については、甲と作業手順、方法、日程等について十分に打ち合わせを行い実施すること。

(イ) 電気設備工事

- ・プラグ及びブレーカーから切断すること。
- ・三相モーターを使用している機器については、切断面に正相逆相を確認し、設置運転時に支障がないよう配慮すること。
- ・切断後のケーブルは漏電、短絡等ないよう必要な処置を行うこと。

(ウ) 給水、冷却水、都市ガス、高圧ガス等の切断、撤去工事は機器の接続管から切断すること。なお、取外し後の既存管の端末はプラグ止めとする。

(エ) 排気ダクトの切断、撤去工事については、機器から一番近傍のフランジ部から切断すること。なお、取外し後の既存ダクトの端末はプレートで塞ぐこと。

(オ) (ア)～(エ)以外については、甲と協議し決定すること。

イ 取付け工事

(ア) 取付け工事に先立ち、停電、断水、機器の使用不能等、施設の業務に支障をきたすおそれがある作業については、甲と作業手順、方法、日程等について十分に打ち合わせを行い実施すること。

(イ) 電気設備工事

- ・1次側電源より必要な配線を行うこと。また、機器に付属するケーブルの長さが不足する場合、必要な延長工事を行うとともに適切な保護処置を行うこと。
- ・機器付属のプラグ等に変更の必要が生じた場合、これを行うこと。
- ・接続後、速やかに電気容量、電圧等の確認を行い、過不足が生じる場合、甲と協議をし、対応を決定すること。

(ウ) 給排水設備工事

- ・設置室内の1次給水バルブより機器への接続を実施し、漏水確認を行うこと。なお、露出配管の場合は、必要に応じ保湿処置を行うこと。
- ・使用する材質は機器の特性に合わせて選定すること。
- ・必要に応じて減圧処置を行うこと。

- ・ 1次給水バルブより分岐を行う場合、各機器接続口手前にてストップ弁を設置すること。
 - ・ 設置室内に給水バルブ又は排水口がない場合は、別途協議とする。
 - ・ 排水設備工事は、排水温度・種類等を考慮した材質を選定し、施工後漏水確認を行うこと。
- (エ) 都市ガス設備工事
- ・ 設置室内の1次側バルブより機器への接続を行うこと。
- (オ) 高圧ガス設備工事
- ・ 圧縮空気、特殊ガス等は機器等の特性に合わせて配管工事を行うこと。
 - ・ 室内のガスボンベより機器への接続を行うこと。機器ごとにストップ弁を設け、リークテストを行うこと。
 - ・ 使用する配管材料の材質は機器の特性に合わせて選定すること。
 - ・ 配管サポートは配管重量、材質等を考慮し必要な処置を行うこと。
 - ・ 機器に使用するガスで各配管のパージを行うこと。
 - ・ 特殊ガス工事に使用するバルブはすべて禁油で洗浄処理のものとする。
- (カ) 排気設備工事
- ・ 機器近傍のダクトフランジから機器までダクト配管を行うこと。
 - ・ ダクト材質は、排気するガスの種類により塩ビダクト、ステンレスダクト等を選定すること。
 - ・ ダクトのサポート方法は甲と協議し施工すること。
- (キ) その他工事
- ・ 移設前に転倒防止の措置やアンカー工事が施されたものは、移設後も同等の処置を講じること。
 - ・ その他工事については、甲と協議のうえ決定すること。
- (9) 移設業務遂行に伴う現場管理
- 乙は、定期的に定例会を開催し、円滑に作業が進められるように努めること。
また、定例会に係る議事録を作成し甲に提出すること。
- (10) 移設業務の進捗管理
- 業務の進捗状況を管理し、その実施に際して発生した課題について誠実に対応し解決に当たるとともに、甲担当者の指示に従い、業務の進捗状況を適宜報告すること。
- (11) 本業務に伴う他の業務（建築工事を含む）との調整及び情報提供
- ア 納入調整計画
- 甲が別途発注する新規調達物品については、購入・設置が本移設業務と同時期にあたると想定されるため、乙は、移設作業と新規購入物品の搬入・設置が円滑に行われるよう、新規購入物品の仕様、数量、搬入スケジュール等を把握し、移転

作業計画書と整合を図りつつ納入調整計画書を作成すること。

イ 納入調整

納入調整計画書に基づき、必要に応じ建物施工業者と協議をしたうえで、新規調達物品業者に対し納入時期や調整等の指示及びユーティリティー接続の監督をすること。

ウ 定例会等の出席

建物施工業者が開催する定例会等への出席の要請がある場合、当該定例会等の議題の内容等を留意し、相当の者を出席させること。

7 移設作業上の留意事項

移設作業の実施にあたり、乙は、以下の事項に留意すること

- (1) それぞれの特性、規格、用途等に応じ、最も適した方法で梱包、運搬等を行い、作業中の損傷、破損等の事故がないよう十分配慮をすること。特に、検査機器については、作業に際し甲担当者と十分に協議し作業を行うこと。
- (2) 法令で定める資格を要する作業については、有資格者を配置し実施するものとし、法令を遵守し、安全作業に努めること。
- (3) 振動を避ける必要がある機器や一定温度を維持する必要がある機器等については、エアサスペンションを付帯する車や保冷車を使用すること。
- (4) 検査業務の中断期間が最短となるよう、移設機器等の運搬準備や運搬順序、設置場所等について十分に甲と協議・調整しながら移設準備作業及び移設作業を行うこと。
- (5) 移設作業の円滑な実施のため、機器等の移設に伴う製造メーカー等との調整及び作業進捗管理等を統括する業務責任者を常駐させるとともに、機器調整作業責任者、ユーティリティー工事作業責任者及び運搬等の作業に係る現場責任者を必要数設置すること。
- (6) 不測の事態が発見され、本業務の遂行に支障をきたす場合は速やかに甲に報告し、甲と協議のうえ対応をすること。
- (7) 作業の実施にあたっては関係法令を遵守し、施設に出入りする第三者のほか、来所者、甲の職員、その他関係者の安全確保の万全を期すとともに、移設作業従事者の安全管理に努め、事故の絶無に万全を期すこと。
- (8) 別紙3「作業区分表」に示すA～F以外の移設物品へのラベルの貼付は、甲が行うこととする。

8 補償

移設作業中に本業務の乙の責めに帰すべき事由により以下の人身事故、物損事故、移設機器等の破損、遺失、盗難等の事故が発生した場合、直ちに必要な応急措置をと

った後、甲に報告をし、指示があれば従うとともに、その損害の補償は乙の責任において行うこと。

- (1) 第三者、来庁者、甲の職員及びその他関係者の人身事故
- (2) 作業車両等による全ての人身事故及び物損事故
- (3) 敷地内の縁石、植栽、建物、構造物及びそれに付随する設備に対する物損事故
- (4) 移設機器等に対する事故(別紙5「移設機器等に対する保証及び補償」のとおり)
- (5) その他本業務上における事故

9 業務完了報告書

乙は、本業務の完了後、業務完了報告書を作成し、甲の確認を得たうえで提出を行うこと。

報告書には、別紙4「作業区分ごとの機器等調整」に基づき作成した性能報告書及び動作報告書を添付すること。報告書は2部書類(添付する「性能報告書等」は1部写し可)により提出すること。

10 その他・留意事項

乙は、以下の事項に留意すること。

- (1) 作業中、従事者には氏名札、腕章等を着用させるなど、当該者が本業務の従事者であることが明らかにわかるようにすること。
- (2) 本業務に関係する場所以外はみだりに立ち入らないこと。
- (3) 本業務の作業区域内及び沿道での喫煙は厳禁とする。
- (4) 運搬の際の経路については、事前に報告するとともに甲に承認を得ること。
また、近隣住民等とのトラブルを避けるべく十分に配慮をするとともに、発生した場合には誠実に対応し、状況等を速やかに報告すること。
- (5) 本業務の実施過程において知り得た情報を、本業務の目的外に使用することのないよう、従事者(再委託先従事者を含む)に徹底させること。また、本業務の実施過程において知り得た情報を本業務の契約期間中はもとより、本業務が完了した後又は解除された後においても、第三者に漏洩してはならない。
- (6) 本業務の全部、その大部分又は主要な部分を第三者に再委託してはならない。本業務の主要な部分以外を第三者に再委託しようとするときは、事前に再委託先の名称、代表者名、委託しようとする業務の内容、その他必要な事項を書面で甲に報告し、甲の承諾を得ること。なお、当該再委託者が本市の委託入札参加資格名簿又は物品入札参加資格者名簿に登録されている場合は、その者が指名停止期間中であってはならない。また、当該再委託者に対して、本仕様書に定める乙の義務と同等の義務を負わせるとともに、本業務に対する当該再委託者のすべての行為及び結果についての責任を乙が負うものとする。

(7) 本業務にあたり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合、甲と乙で協議を行い決定する。